

■ 第2部 各 論

(注) 主要施策の計画期間中の実施状況

A : 継続実施（充実を含む）

B : 計画期間中の実施

C : 計画期間中の実施に向けた準備又は調査研究

第1章 地域における子育ての支援

現状と課題

- ・保育園、児童館、児童文化センターなどの児童育成施設、幼稚園、学校などの学校教育施設、公民館、愛護センターなどの社会教育施設が、子育て支援に関する各種事業を実施しており、類似の事業や施策を行っています。このため、関係機関が連携してネットワークをつくり、事業や施策を的確に実施するとともに、子育ての視点に立った利用しやすい情報を提供していくことが必要となっています。
- ・子育て総合支援センター（平成16年11月より運営）では、情報誌の発行、体験保育、育児教室、各種相談事業、子育てサークルの支援、放課後児童クラブなどの数多くの事業、行事を行っています。親子が自由に集い交流や情報交換ができる場として、また子育てや発達、健康に関する総合相談が受けられる場として、重要な役割を担っています。

[子育て総合支援センター事業の内容]

事業名	事業内容	
ひろば事業	・センター開放	1階フロア全体を開放し自由に親子が集い情報交換や交流をする
つどい事業	・学習会	おはなし・絵本の読み聞かせ・手作りおもちゃづくりなどのひろば
	・育児教室	育児・健康・栄養・病気・歯科など専門の講座や子育てに関する講演会や救急法・心肺蘇生法などの講習会を開催
	・双子の会	多胎児の情報交換・育児支援
相談事業	・子育て相談	面接・電話
	・発達相談(専門職による)	発達障害児の個別指導
	・定例健康相談	健康・栄養・歯科等専門職が対応
	・家庭児童相談	面接・家庭訪問
情報提供事業	・情報誌の発行	機関紙・ホームページによる情報発信・施設内の情報交換掲示板による利用者同士の情報交換

事業名	事業内容	
地域交流事業	・季節ごとのイベント	七夕・おまつり・クリスマス・ひなまつりなど地域に呼びかけて実施
	・出張子育て講座	保健・子育て分野が同時に地域でひろばを開催
サークル支援	・市内子育てサークル登録センター	サークルの取りまとめを行い情報提供をしていく
放課後児童健全育成事業	・放課後児童クラブ	共働き家庭を支えるため、遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る

- ・学童保育は利用のニーズは高いものの、対応できる施設が不足しています。保育園併設においては、乳幼児と学童では運動量や体格が異なるため、人的対応を含め、新設も考慮した施設面での大幅な見直しが必要となっています。
- ・子育てと仕事の両立を支援し、家庭や地域の養育機能を補う施設として保育園はますます重要になってきており、各園では低年齢保育、延長保育、一時保育、病後児保育、休日保育などの充実に取り組んでいますが、さらなるニーズの増大に伴い取り組むべき課題は多くなっています。
- ・一時保育は3ヶ所で実施していますが、その利用者は増加傾向にあり、また、一部の一時保育児に情緒不安定な状態がみられるため、保育士の十分な関わり方が必要となっています。また、受入れ施設が入所児童と一時保育児が同一施設であるため、入所児童にとって安定した生活の場となるように配慮するとともに、緊急受入れの場合などにも望ましい保育ができるように、一層の工夫を重ねる必要があります。
- ・今日の子どもを取り巻く社会環境の変化は、子どもの生活に大きな影響を与えており、引きこもりや不登校、いじめ、虐待など数々の深刻な問題が生じているため、家庭と地域が連携し、子どもを温かく見守りながら育成していくことが重要となっています。
- ・地域住民の交流の場の中心的存在である公民館を、老人会や婦人会などと連携し、子どもや親を含めた地域の誰もが気軽に立ち寄れるような運営手法や体制を整備していくことが重要な課題となっています。
- ・全市的には児童文化センター、生涯学習センター、児童館など、地域においては保育園、学校、公民館の活動において、楽しみながら交流できる機会や場を提供するとともに、自然体験や社会体験を通じて、命の大切さや生きる楽しさを学んでいけるようにしていく必要があります。

1. 子育て支援サービス

施策展開のポイント

▶ 子育て支援事業の着実な実施

専業主婦やひとり親家庭等を含めた全ての子育て家庭への支援を行うため、各種の子育て支援事業が着実に実施されるように努める。

▶ 情報提供・相談体制の充実

子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等を行い、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図る。

主要施策	事 業 内 容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
子育て総合支援センターの整備と機能の充実	→保育園施設と切り離した独立した子育て総合支援センターの積極的運営	A	A
	→子育て総合支援センターの機能として第三者的なオンブズパーソンの設置	B	A
	→18歳未満の子どもと子育て家庭を対象とするネットワークの構築	B	A
	→ホームページによる子育て情報の提供	B	A
	→専任の職員の配置による年間行事の充実や多機能化の促進	A	A
	→子育てネットワークづくりと子育てサークルとの協働による地域子育て支援の促進	B	A
	→引きこもりの母親などの在宅子育て家庭への出前育児相談、育児講座の実施	B	A
	→健康管理センターとの役割分担の確立と連携の促進	A	A
	→子育てサポーターの育成と支援の機能確立	B	A
放課後児童クラブ未設置校区への新設	→保育園新設に伴う整備	A	A
	→施設整備について、市民や運営組織の意見を反映できる体制の整備	B	A
放課後児童クラブの実施場所	→地区公民館を活用した運営手法などの調査	C	C
保育園併設による放課後児童クラブ室の改善と新設への転換	→遊具の設置など施設内容の充実	B	A
	→専任指導員の採用と研修	B	A
	→家庭、地域、指導員、学校などとの連携強化	A	A
	→施設新設への転換	C	C
保育料の適正化	→長期休業期間と通常期間の利用の格差による公平化	B	A

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
障害児の利用	→重度障害児の就学時における放課後児童クラブの利用検討	C	C
子育て支援施設や制度に関する情報の提供	→保育園、幼稚園、子育て総合支援センター、児童文化センターなどの子育て支援施設の保育メニューや行事申し込み、利用手続きなどのPRの実施	A	A
	→利用上の問い合わせやニーズに対する速やかな対応	B	A
子育て情報の提供	→子育てサービスについて情報提供できる総合センター（窓口）設置の検討	A	A
	→メールなどによる情報提供機能の整備	A	A
	→市内の育児支援情報を冊子にした育児支援マップの配布	A	A
総合的な相談窓口による相談機能の充実	→専門スタッフによる相談ができる窓口設置と機能充実	A	A
	→メールなどによる相談機能の整備	B	A

2. 保育サービス

施策展開のポイント

▶ 広く住民が利用しやすい保育サービスの提供

子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を踏まえてサービスの提供体制の整備に努める。このため、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して量的な充足を図るとともに、一時保育、延長保育、休日保育等の多様な保育需要に応じて、広く住民が利用しやすい保育サービスの提供に向けて取り組む。

▶ 保育サービスに関する情報提供

保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行う。

▶ 保育サービスの質の向上

サービス評価等により、保育サービスの質の向上を図る。

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
保育園の整備	→保育園の必要数の検討と公設・民営を含む市立園の整備	A	A
	→冷暖房設備の整備、バリアフリー化促進及び老朽施設の整備	A	A
	→危険遊具撤去に伴う大型遊具の設置	A	A
	→地域に開かれた保育園づくりのための来園者が気軽に集える場の設置	C	B
	→親のニーズを反映した施設づくり	B	A
低年齢児保育の充実	→途中入園者を考慮した体制の充実	A	A
	→トイレ、手洗い場など施設設備の改善	A	A
	→栄養士や看護師の配置と医師との連絡体制の強化促進	A	A
延長保育の充実	→地域ごとの指定園の整備	A	A
	→受入れ体制の確保とサービス提供体制の確立	A	A
土曜保育・休日保育の充実	→地域ごとの指定園の整備	B	A
	→市立園全体の連携による体制の確保	B	A
一時保育の充実	→地域ごとの指定園の整備	B	A
	→専任保育士配置の充実	A	A
一時保育料の適正化	→未満児（0～2歳）と以上児（3歳以上）の年齢区分の設置	B	A
	→他市町村と比較した適正な保育料の是正	B	A
	→時間制保育料の導入	B	A
病後児保育・産休明け保育	→病後児童を把握し、一時的保育や保健活動が受けられる支援の推進（保育）	A	A
	→長期休業が困難な共働き家庭の乳幼児健康支援一時預かり事業の検討（医療機関）	B	A
	→病後児と健康児それぞれの保育室の確保検討	A	A
	→産休明けや育休明けの保育体制の充実	A	A
	→子育て総合支援センター内の小児科嘱託医の設置と各保育園との連携強化	B	A
	→看護師や栄養士の常時配置と医師との連携体制の確保検討	A	A
	→看護の心得、救急法などの研修による資質の向上促進	A	A
	→民間施設の役割増大を踏まえた連携と経営努力に見合った支援の充実	B	A

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
保育従事者の資質の向上	→私立を含めた各保育園同士の情報交換、交流の促進、定期的な研修の実施などによる資質の向上	B	A
	→第三者評価事業の実施	A	A
	→苦情処理対策の充実	A	A
子どもの将来像をめざしたカリキュラム	→子どもの成長段階を踏まえた保育園と幼稚園が連携して取り組める手法の導入	B	A
	→保育園と幼稚園組織の一体化の検討	C	B
職員交流の促進	→人材の活用と育成促進	A	A

3. 地域における子育て支援のネットワークづくり

施策展開のポイント

► 地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成

きめ細やかな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進する。

► 地域住民の子育てに関する意識啓発等の推進

地域住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を推進していく。

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
地域資源を生かした子育て支援ネットワークづくりと場の確保	→元気な高齢者などの地域住民の支え合いによる子育て支援システムの確立	B	A
	→子育て支援に対するニーズの一元化と情報管理機能をもつネットワーク組織の設置の検討	C	C
	→子育てサークルの育成支援	B	A
	→民生委員児童委員、育児サポートー、ボランティア、地域住民などの協力による親子が気軽に集まる場の確保	B	A
	→既存のファミリーサービスクラブとの連携等を検討の上、ファミリー・サポート・センター（育児）設立の検討	C	B
	→子育てをおえた人による積極的なボランティア参加の推進	B	A

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
	→地域の「役に立てること」と「助けてほしいこと」の循環のためのコーディネーター育成と配置の検討	C	B
	→学校との連携によるネットワークの強化	A	A
	→シルバー人材センターとの情報共有による育児サポートの促進	A	A

4. 児童の居場所づくり、児童健全育成

施策展開のポイント

▶ 児童の居場所づくり

遊びを通した仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成を図るため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりの推進を図る。また、福祉分野や教育分野が連携し、夏季・冬季などの長期休暇中の居場所づくりにも配慮していく。

▶ 児童健全育成

児童の健全育成を図る上で、児童文化センター、児童館、少年自然の家、公民館、学校等の社会資源及び民生委員児童委員、ボランティア、NPO、子ども会、自治会等を活用した取組みを進める。あわせて、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携した地域ぐるみの支援ネットワークの整備を図るとともに、個別的・具体的な問題に対しては関係機関による専門チームを編成し、非行防止及び問題行動への対応、不登校、引きこもりなど各種問題への対応を図る。

▶ 「子どもの権利」の周知

子ども一人ひとりの成長と自立を支援していくため、「子どもの権利」の周知や学習機会の提供など、市民意識の啓発を推進していく。

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
児童文化センターの充実	→親子サークルの活動の拠点としての機能の充実とサークルに加われない親子への支援	A	A
	→サークル活動提供の場として積極的な情報の発信	A	A
	→子どもをケアするボランティア組織の拠点機能の充実	B	A

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
	→学校、子育て総合支援センター、公民館、児童館などと連携強化し、子育てに悩む親の交流の場の活用促進	B	A
	→小中高生の健全な遊び、交流、社会活動などの場としての充実	B	A
	→低学年生をサポートする中高生のボランティア活動の充実と異年齢交流の促進	B	A
公民館の充実	→学校週5日制に対応した取組みの実施	B	A
	→園児・小中学生に向けて「子どもセンター情報誌」による情報の提供	A	A
	→公民館が中心となった地域ふれあい交流事業の実施	A	A
	→公民館を地域の気軽に寄れる場としての位置づけと子どもが気軽に利用しやすい運営体制の整備検討	C	B
	→施設整備について、市民や運営組織の意見が反映できる体制の整備	C	B
	→ボランティアセンター機能の確立	A	A
児童館の充実	→安全で安心できる場としての機能の充実	A	A
	→児童文化センターと公民館との連携	B	A
健全育成のための支援	→家庭教育相談や青少年の悩み相談の充実	A	A
	→愛の一聲運動の発展と市民への啓発	A	A
	→保育園、幼稚園、地域、学校、関係機関などの連携強化	A	A
	→有害チラシの除去など環境浄化の推進	A	A
「子どもの権利」の尊重	→「児童憲章」と「子どもの権利条約」の周知徹底	B	A
	→保育園、幼稚園、学校などにおける人権教育の推進	A	A
子どもがありのままに生活できる環境づくり	→誰もが自らの選択により自由に活動できる地域づくりの推進	B	A
	→共生のための学習機会の拡大	A	A
関係機関の連携強化	→児童福祉施設、児童養護施設、学校などにおける交流と教職員研修などによる連携強化	A	A

5. 世代間交流、地域資源を活用した子育て支援

施策展開のポイント

▶ 世代間交流の推進

子育て家庭への各種支援を実施するにあたっては、地域の高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図る。

▶ 地域資源の活用

身近に子どもや親同士が交流できる場として、公園・緑地の整備やその他の地域資源の活用等を検討する。

主要施策	事 業 内 容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
世代間交流の推進	→得意技名人などの地域住民による世代を超えたイベントや学習機会の提供推進	A	A
保育園と幼稚園との交流	→保育園と幼稚園における地域活動の充実	A	A
公園・緑地の整備	→ちびっ子広場のバリアフリー化、遊具の充実などによる総合運動公園の整備 →街区公園などの整備充実 →身体障害児を考慮した遊具の検討 →「緑の基本計画」と整合をとった安全な公園の配置と質の向上 →施設整備について市民や運営組織の意見が反映できる体制の整備	A A C A C	A A C A B